



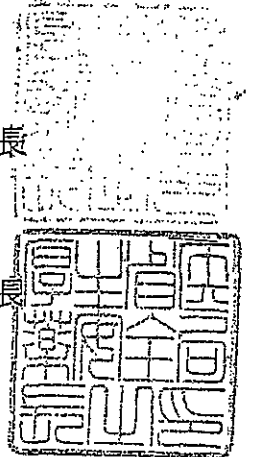
777

健政発第408号
医薬発第363号
平成12年3月31日

各都道府県知事
各政令市市長
各特別区区长 } 殿

厚生省健康政策局長

厚生省医薬安全局長



医療施設における医療事故防止対策の強化について

標記については、従来より医療事故防止の手法の普及啓発等の取組をお願いしているところであるが、最近、初歩的なミスに基づく医療事故が相次いで発生していることを受けて、3月22日に医療関係団体等にお集まり願ひ医療安全対策連絡会議を開催し、医療事故防止のための厚生省等の取組状況の紹介や意見交換を行うとともに、厚生大臣より医療事故防止に係る緊急要請を行ったところである（別添資料）。

については、貴職におかれても、医療事故防止の取組の重要性を十分に御理解の上、管下医療機関における医療事故防止の取組強化が図られるよう、周知徹底方願ひする。

なお、「平成11年度の医療法第25条の規定に基づく立入検査の実施について」（平成11年5月10日医薬発第620号健政発第573号厚生省医薬安全局長・健康政策局長連名通知）の11（2）の「医療機関において、重大な医療関係法規の違反若しくは管理上重大な事故（多数の人身事故、院内感染の発生、診療用放射線器具等の紛失等）があった場合又は軽微な事故であっても今後の行政指導上の参考になると判断される事案については、速やかに事故等の概要を医薬安全局監視指導課長に報告すること。」については、引き続き

励行されるよう併せてお願いします。

別添資料

- 1 医療安全対策連絡会議参加団体
- 2 厚生省における医療事故防止対策について
- 3 医療安全対策に関する厚生大臣発言

医療安全対策連絡会議参加団体

団 体 名
国家公務員共済組合連合会
国立大学医学部附属病院長会議
財団法人厚生年金事業振興団
財団法人船員保険会
社会福祉法人恩賜財団済生会
社会福祉法人北海道社会事業協会
社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
社団法人全国自治体病院協議会
社団法人全国社会保険協会連合会
社団法人全日本病院協会
社団法人地方公務員共済組合協議会
社団法人日本医師会
社団法人日本医療法人協会
社団法人日本看護協会
社団法人日本私立医科大学協会
社団法人日本歯科医師会
社団法人日本精神病院協会
社団法人日本病院会
社団法人日本病院薬剤師会
社団法人日本放射線技師会
社団法人日本薬剤師会
社団法人日本臨床衛生検査技師会
全国厚生農業協同組合連合会
全国国立病院・療養所院長協議会
日本赤十字社
文部省高等教育局
労働福祉事業団

※ 50音順

厚生省における医療事故防止対策について

1 これまでの取組

(1) 事故防止マニュアルの作成及び周知徹底

「患者誤認事故予防のための院内管理体制の確立方策に関する検討会（座長：菊池晴彦国立循環器病センター総長）」報告書を作成し、都道府県、関係団体等に送付するとともに、厚生省ホームページに掲載し、事故予防への取組の周知徹底を図った。

(2) 特定機能病院の安全管理体制の制度化

特定機能病院における安全管理体制の充実を図るため、安全管理のための指針の整備、事故等の院内報告制度の整備、委員会の開催、職員研修の開催の4つの取組を承認要件、管理者の義務及び業務報告事項として明確に位置付けた。（平成12年1月公布、4月施行予定。）

(3) 医療事故防止に関する調査研究

平成11年度より3年計画で、厚生科学研究費補助金による「医療のリスクマネジメントシステム構築に関する研究（主任研究者：川村治子（杏林大学保健学部教授）」を開始。1年目にはインシデント事例（ヒヤリとしたりハッとした事例）を約1万件収集し、集計・分析を実施中。

（平成11年度—平成13年度）

2 今後の取組

(1) 厚生大臣から医療関係団体への緊急要請

厚生大臣から、日本医師会、日本歯科医師会及び病院団体を含めた関係団体の代表に対して、医療事故予防に関する緊急要請を実施する。

今後、この場において、定期的に医療事故防止に関する取組状況の報告や、医療事故防止施策に関する意見交換等を行うこととする。

(2) 医療事故予防の取組に係る再度の周知徹底

関連通知を発出し、医療事故防止の取組に関して周知徹底を図る。

(3) 医薬品等関連医療事故防止システムの確立（医薬安全局）

医薬品、医療用具をはじめ医療上使用される製品の容器、使用、名称などの物的要因による医療ミス事例の情報を幅広く収集・分析し、原因の究明及び具体的な改善策を検討し、実施するシステムの構築を図る。

（平成12年度早期）

(4) リスクマネジメントスタンダードマニュアルの作成（国立病院部）

医療事故の発生を防止するため、外部の専門家も加えた作成委員会を組織し、国立病院等における標準的な医療事故防止手順書である「リスクマネジメントスタンダードマニュアル」を作成する。完成したマニュアルについては、国立病院・療養所以外の病院にも広く公開する予定。

（第1回作成委員会 3月28日）

(5) 医療事故防止に関する調査研究の充実

平成11年度から開始している医療事故防止方策に関する研究費を12年度以降増額し、インシデント事例の分析及び事故予防方策の研究の充実を図るとともに、他の分野における事故防止の取組等についての調査研究を実施。

平成11年度研究により実施したインシデント事例の集計・分析をもとに、

エラーを犯しやすいポイント等について、6月メドに中間的に取りまとめ予定。

また、医療事故等の届出制度について、諸外国の取組状況などの調査を実施する。

(6) 特定機能病院における安全管理体制の徹底

平成12年4月より実施される安全管理体制の確保に関して、3ヶ月以内に体制整備を図ることを指導するとともに、実施状況について実地調査を行い、全ての特定機能病院における事故予防に対する取組の徹底。

また、その調査概要について周知することによって、他の医療機関の事故予防対策実施の参考に資することとする。